

「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に係る御意見の募集について寄せられた御意見について

令和3年9月1日  
厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に係る御意見の募集について、令和3年5月27日から同年6月25日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところです。その結果、9件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。  
今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

下記に記載するもののほか、改正案にご賛同の意見が1件ありました。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○ 本件の拠出限度額の見直しは令和6年度からとなっているが、企業型DCとiDeCoの併用は予定通り令和4年から実施すべき。現状は企業型DCは一度加入すると拠出をやめられない、運用商品が限られる、信託報酬の高いものが多い、拠出額が柔軟に変更できない等、利用者にとって非常に制約が多い仕組みになっているため、併用を早く導入し、制約を和らげることが必要。</p>	<p>○ 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入要件は令和4年10月1日から緩和されます。なお、今回の改正内容は、企業型DC及び個人型DCの拠出限度額は、他制度掛金相当額を考慮して決めるようにするものです。</p>
<p>○ 改正の内容について賛成である。しかし、自主的な努力を公平に支援するのであるならば、今回の改正案では触れられていませんが、そもそも企業年金制度の整っていない小規模零細企業にお勤めの方々の個人型DC掛金上限が2.3万円のままが良いのか。改正法案の企業型DCおよび個人型DCの拠出限度額の見直しとともに、企業型DCもDBも実施していない中小零細企業で働く人々の個人型DC掛金の上限を月額2.3万円から5.5万円に増額することの一刻も早い検討をお願いしたい。</p>	<p>○ 今回の改正案には関わらない御意見と考えますが、今後の課題の一つであると認識しています。</p>
<p>① 改正内容に反対である。個人型確定拠出年金の拠出限度額23,000円を35,000円ぐらいまで上げるべきではないか。</p> <p>② 今回、「他制度掛金相当額」という概念が導入され、確定給付企業年金を実施している企業においては、「事業主掛金に関する事項を変更した場合」等に従前の掛金額を拠出できなくなると考えられるが、この「変更」については財政再計算や特別掛金・特例掛金の拠出等は含まず、給付設計において定年変更を除く給付減額が行われた場合のような限定的な取り扱い</p>	<p>① 今回の改正案には関わらない御意見と考えますが、今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>② 経過措置のうち「厚生労働省令で定める場合」に関する御意見と認識しておりますので、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

<p>いとすべきと考える。この政令改正が、企業年金制度の大幅な減額という従業員にとって極めて不利益な変更を招くようなことにならないように取り扱うべきである。</p>	
<p>○ 準備期間が必要なことは理解するが、本制度への期待は大きく、上限額を10万円まで拡大することを要望する。 仮に、いまずぐは難しいとしても長期的な展望として10万円まで拡大することを検討していただきたい。</p>	<p>○ 今回の改正案には関わらない御意見と考えますが、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>① 他制度に加入する2号被保険者の拠出限度額が一律化する点は歓迎する。但し、他制度と合算で5.5万円を限度とする場合、iDeCo 運管側で限度額を把握することができなくなってしまいます。iDeCo 申込時に限度額を超過しているかどうかのチェック方法や、また、給与連動で企業型掛金を設定する場合、昇給・昇進でも限度額が変更されることになるが、その際に限度額超過の調整はiDeCo 運管側で対応が必要になるのか、どのように顧客へ周知するのか(iDeCo 運管のみその負担を追うのは不公平と考える)実務が不明です。企業型DC等に起因しての調整となり、iDeCo 運管では情報を知りえないため、その周知義務や拠出限度額の通知義務は企業型DC 運管が法的にも責任を負うべきと考える。 加えて、マイナンバーポータル又は、年金定期便 Web のいずれか公的な仕組みで自身で拠出限度額を確認できるようにするのが望ましい。基礎年金番号 API に紐づけて拠出限度額を参照データとして読み込めるようにするのが望ましいと考える。</p> <p>② 掛金変更届が郵送書類として残存しており、他制度と掛金調整が必要となることで不備の書類やり取りが増加することが見込まれる。また、iDeCo 手続時に関連した不備となり、iDeCo 運管窓口への照会が集中することが想定されるが、iDeCo 運管側で回答が難しいため、結果、お客様の満足度低下</p>	<p>○ 今回の改正案には関わらない御意見と考えますが、施行に当たっての検討課題に関する御意見と認識しておりますので、今後の検討の参考にさせていただきます。なお、企業型記録関連運営管理機関のHPにおいて、企業型DCの掛金額を考慮した個人型DCの拠出限度額を閲覧することを検討しています。また、DBの加入者に係る他制度掛金相当額はDB規約の記載事項になっていますので、DBの加入者はDB規約によりDBの加入者に係る他制度掛金相当額を考慮した拠出限度額を把握することができます。</p>

<p>が懸念されます。まずは国基連の書類電子化を早期に実現して頂きたく、加えて他制度との調整後の iDeCo 拠出限度額の周知方法（いつでも参照できるデータベースの構築）を制度実施に先駆けて準備して欲しい。</p> <p>iDeCo 運営のみ負担とコストを追うことにならないように実務を考慮した制度運営になるよう検討をお願いします。</p>	
<p>① 今回の改正に伴い 55,000 円から他制度掛金相当額を控除した額が零又は零を下回る場合、当該企業型 DC の加入者に対して掛金を拠出することはできない認識です。また、現行法令では、このような掛金を拠出することができない場合に資格喪失ができる旨が規定されていない。</p> <p>これらから、55,000 円から他制度掛金相当額を控除した額が零又は零を下回る場合、掛金を拠出しない企業型年金加入者となるという理解でよいか。</p> <p>② この理解が正しい場合、当該掛金を拠出しない企業型年金加入者の方は、現行の確定拠出年金 Q &amp; A No. 71 に基づき掛金拠出を中断している企業型年金加入者と同様の取扱いになるという理解でよいか。</p> <p>③ もし、これらの理解が正しい場合、確定拠出年金 Q &amp; A にこれらの内容が分かるように記載して欲しい。</p>	<p>① 御理解のとおりです。ただし、経過措置が適用される方については、令和 6 年 12 月 1 日時点で見直し後の企業型 DC の拠出限度額（「55,000 円－他制度掛金相当額」）が 27,500 円を下回る場合には、企業型 DC の拠出限度額を 27,500 円とし、令和 6 年 12 月 1 日以前の既存の規約に基づく掛金拠出が可能となっています。</p> <p>②・③ 55,000 円から他制度掛金相当額を控除した額が零又は零を下回る場合の取扱いについては、休職中であり給与が支払われていない企業型年金加入者と同様の取扱いにすることを検討しておりますが、本件は Q&amp;A 等で記載する予定です。</p>
<p>① 確定給付企業年金において、政省令公布後から施行日前までに複数回の財政再計算および規約変更を行う場合、施行日直近の規約変更で算定した仮想掛金が適用となることでよいか。</p> <p>② その場合、政省令公布後に規約変更を行う際、施行日前までに再度規約変更を行う予定があれば、その時点では仮想掛金を規約に定めないとすることも可能でしょうか。</p>	<p>① 規約に定めてある直近の財政再計算の結果に基づく他制度掛金相当額が施行日以降に適用されることを検討しております。</p> <p>② 規約変更に係る事務処理の円滑化を図る観点から、規約変更時期を分散させる必要があるため、令和 4（2022）年 9 月 1 日から令和 6（2024）年 11 月 1 日までの間の日を適用日とす</p>

る規約変更を行う予定がある場合は当該規約変更に併せて規定するようお願いします。

ただし、加入者にとって不都合があるなどの事情等がある場合は柔軟に対応いたしますので、その際は規約変更理由書にその旨が分かるよう記載をお願いします。